

## 第8回京都海区漁業調整委員会 次第

令和4年6月17日午後2:00～  
京都府水産事務所 研修室

### 1 開 会

### 2 議 案

第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事  
管理漁獲可能量について（諮問）【第1号議案資料】

第2号議案 特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和4管理年度  
における知事管理漁獲可能量について（諮問）  
【第2号議案資料】

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）  
【第3号議案資料】

### 3 報告事項

- (1) 令和3年漁期「資源管理の状況等の報告」について  
【報告事項(1)】
- (2) 第15次漁場計画について  
【報告事項(2)】
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について  
【報告事項(3)】
- (4) 大中型まき網漁業との調整について  
【報告事項(4)】
- (5) 太平洋クロマグロ遊漁に関する委員会指示について  
【報告事項(5)】

### 4 その他

### 5 閉 会

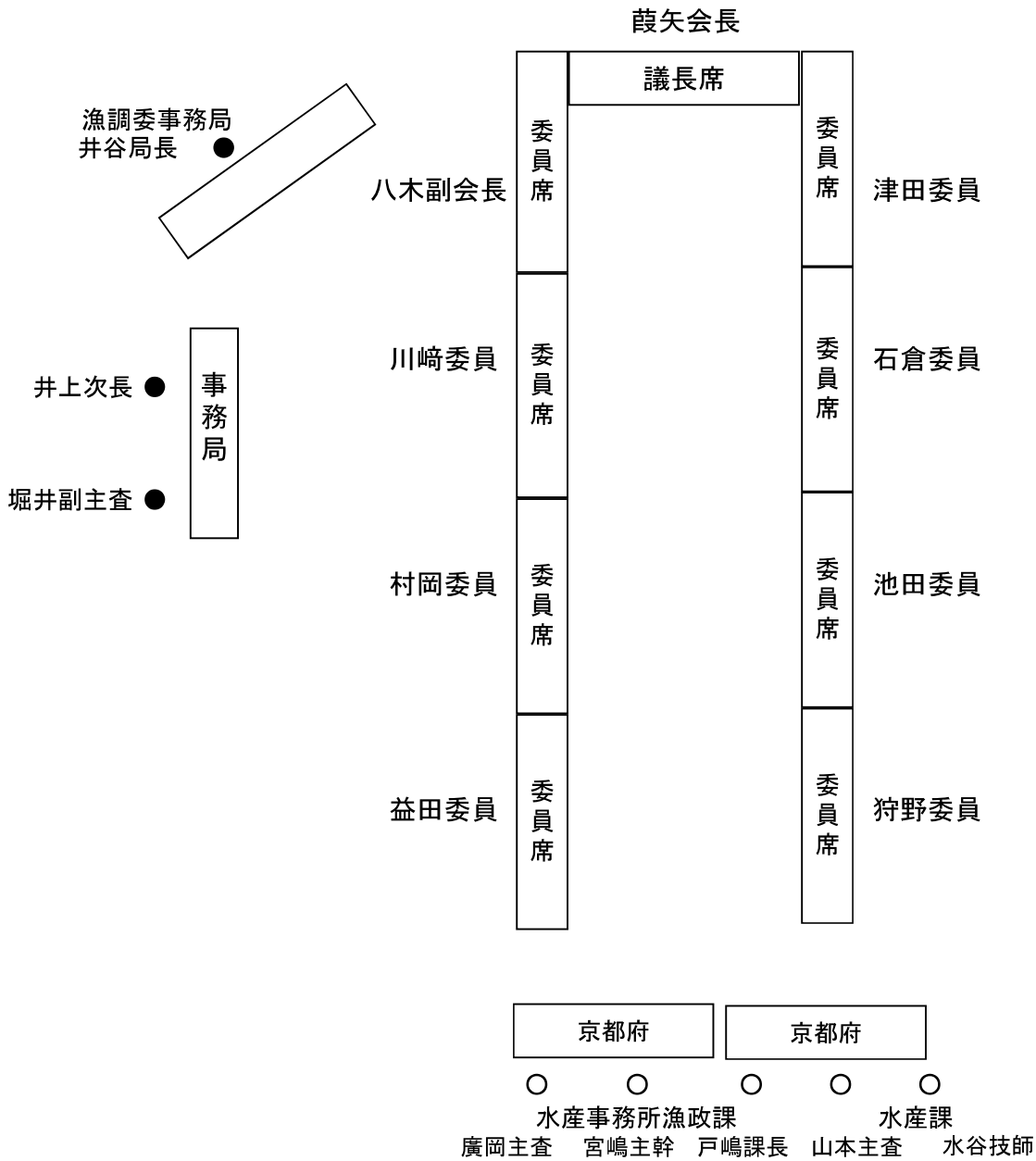
## 第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏名	備考
会長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合監事
委員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委員	吉本 秀樹	伊根町長

# 第22期京都海区漁業調整委員会（第8回委員会配席図）

令和4年6月17日(金)午後2時から  
水産事務所 3階 研修室



**第 1 号議案 特定水産資源に関する令和 4 管理年度に  
おける知事管理漁獲可能量について（諮問）**

**【理 由】**

京都府知事から、ずわいがに日本海系群 A 海域及びまさば  
対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和 4 管理年度  
（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの期間をいう。）  
における知事管理漁獲可能量について諮問がありましたので、  
答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

資料 1 - 1 諮問文（写）



4 水 第 293 号  
令和 4 年 6 月 3 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲  
可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、下記の特定水産資源に関する令和 4 管理年度（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日）における知事管理漁獲可能量を定めることについて、同条第 2 項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	京都府まさば及び ごまさば漁業	現行水準
ずわいがに日本海 A 海域	京都府ずわいがに漁業	32 トン

【参考】令和 3 管理年度の状況

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	京都府まさば及び ごまさば漁業	現行水準
ずわいがに日本海 A 海域	京都府ずわいがに漁業	34 トン (漁獲実績: 10.8 トン)

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996

**第2号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和4  
管理年度における知事管理漁獲可能量につ  
いて（諮問）**

**【理 由】**

京都府知事から、くろまぐろに関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量の変更について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

資料2－1 諮問文（写）

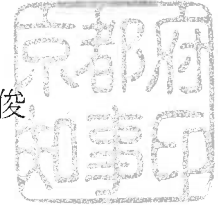
〃 2 （別紙）くろまぐろに関する令和4管理年度に  
おける知事管理区分の漁獲可能量（案）



4 水 第 296 号  
令和 4 年 6 月 8 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和 4 管理年度における  
知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により定める、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量を、別紙のとおり変更することについて、同条第 5 項で準用する同条第 2 項の規定により諮問します。

担当	水産課漁政企画係 水谷
TEL	075-414-4996

## 資料 2 - 2

別紙

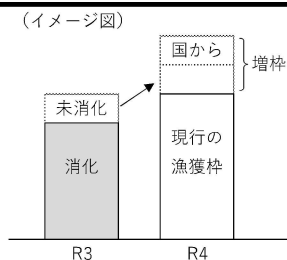
くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理区分の漁獲可能量

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	34.1トン
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	3.4トン
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	30.7トン
	京都府漁船漁業等(日本海)	1.0トン
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	0.8トン
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	0.2トン
	京都府漁船漁業等(その他海域)	0.1トン
	留保	2.1トン
くろまぐろ (大型魚)	京都府定置漁業	25.8トン
	第Ⅰ期間 (令和4年4月1日から同年11月30日まで)	20.6トン
	第Ⅱ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	5.2トン
	京都府漁船漁業等(日本海)	0.1トン
	京都府漁船漁業等(その他海域)	1.4トン
	留保	1.2トン



### 1 漁獲可能量の変更

- ・今回は、令和3管理年度（～R4.3月）の未消化量の繰り越しによる増枠
- ・府の未消化量の繰り越しと国の未消化量の繰り越しがあり、国の繰り越し分は各都道府県へ配分



- ・ **小型魚：15.6トン増枠**      **大型魚：4.5トン増枠**

### 2 府内各漁業へどのように配分するか ⇒ 放流負担の均等化

**小型魚：**定置漁業の放流量が他の漁業区分に比べて特に多く、放流負担の均等化を図る目的から、増枠分を全量定置へ配分する

**大型魚：**未消化量の繰り越しであることに配慮しつつ、漁船漁業等（日本海）を除く全ての漁業で放流が実施されていることを考慮し、いずれの漁業でも放流負担が軽減される配分を行う

- ①令和3管理年度の定置漁業の未消化量に相当する0.5トン<sup>①</sup>を定置漁業へ配分
- ②残り4.0トン<sup>②</sup>は、漁獲・放流実績がある経営体数を勘案し、定置漁業：漁船漁業（その他）＝95%：5%で配分

		現行	配分案	追加分	備考
くろまぐろ (小型魚)	定置漁業	18.5	34.1	15.6	全量配分
	漁船漁業等（日本海）	1.0	1.0	0.0	
	漁船漁業等（その他海域）	0.1	0.1	0.0	
	留保	2.1	2.1	0.0	
	合計	21.7	37.3	15.6	
くろまぐろ (大型魚)	定置漁業	21.5	25.8	4.3	①=0.5トン ②=3.8トン (4.0トン×95%)
	漁船漁業等（日本海）	0.1	0.1	0.0	
	漁船漁業等（その他海域）	1.2	1.4	0.2	②=0.2トン (4.0トン×5%)
	留保	1.2	1.2	0.0	
	合計	24.0	28.5	4.5	

### 3 府内関係漁業者・団体との調整状況

- ・ 京都府漁業協同組合、定置漁業協会、京都府釣漁業連合会、その他海域で操業する漁業者に配分案を説明  
⇒配分案について了解
- ・ 一方で、特に定置漁業協会、その他海域で操業する漁業者から、増枠後の漁獲枠（小型魚：37.3トン、大型魚：28.5トン）でも、近年のくろまぐろの来遊に見合ってなく、放流等の負担が軽減されるよう漁獲枠の拡大等を府に要望  
⇒①沿岸域の来遊状況や漁獲実績に基づいた漁獲可能量の配分となるよう、5月31日に水産庁あて要望  
②令和4管理年度においては、漁業者の負担軽減のため、融通により漁獲枠の拡大を図る

**第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について  
(諮問)**

**【理 由】**

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

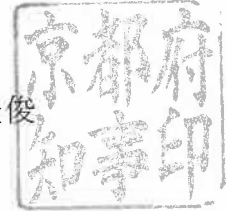
資料3-1 小型機船底びき網漁業(手繰り第一種漁業)の制限措置等について(諮問)



4 水事第 2 7 2 号  
令和 4 年 6 月 1 3 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等  
について（諮問）

標記のことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 4 年 7 月 1 日から令和 4 年 7 月 3 1 日まで

制限措置：下表のとおり

漁業種類	手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）	
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	1 1 隻	5 隻
船舶の総トン数	1 0 トン未満	1 0 トン以上 1 5 トン未満
操業区域	京都府新井崎正北の線以東の京都府沖合海面	
漁業時期	9 月 1 日から翌年 5 月 3 1 日まで	
漁業を営む者の資格	「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第 2 の 2 に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	

担当	漁政課漁業漁船係
TEL	0772-22-4438

○ 京都府漁業調整規則（抄）

令和2年11月18日  
京都府規則第54号

（新規の許可又は起業の認可）

第11条 知事は、許可（第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

（1）～（5） 略

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

（1）許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

（2）～（4） 略

◆ 新たな府漁業調整規則に基づく知事許可の運用について、以下の対船許可は短期許可（1年）、かつ継続扱いとせず毎年許可更新時に新規許可と同じく制限措置及び申請期間の公示を経て許可事務を行うこととする。

- かごなわ漁業（ばい貝かごなわ漁業）
- 他県から府沖合に入漁する小型機船底びき網漁業（手繰第1種）
- 他県から府沖合に入漁する小型いか釣り漁業

〔令和3年6月15日開催の本委員会にて説明〕